

水道料金が変わる

46年1月1日以降徴収分から

52年の給水人口は
19万7000人

富士市の上水道が統合されます。市の上水道は吉原、富士、鷹岡の3水道に別れているので、事務の合理化や将来の事業計画を立てるに当り、不合理な点が多くあることなどから3水道の統合が行なわれるわけです。

3水道の統合にともない、まちまちな料金も、46年1月徴収分から統一されることになりました。

新料金は**家事用**が、基本料金(10立方メートル)で200円となりましたが、吉原、富士地区は現行料金と変わらず、鷹岡地区の場合は基本料金が8立方メートル150円ですから、10立方メートルで計算すると10円の値上げになります。

また、10立方メートル以上の超過料金も1立方メートル当り22円となります。

業務用の使用料は、基本料金20立方メートル500円、超過料金1立方メートル当り30円となります。

現行では吉原、鷹岡地区とも基本料金は500円で新料金と変わらず、超過料金は吉原が32円から30円、鷹岡は25円が30円になります。

富士地区は基本料金が400円から500円超過料金が18円から22円と値上げになり

ます。

家事用でみてみると、基本料金の10立方メートルは、ドラムカンに入れると50本分になります。ドラムカン50本分1カ月間に使用しても料金は200円です。超過料金はドラムカン2本分で22円です。

また昨年度の市内全体の1カ月間における家事用水量別状況は、10立方メートル以下が27割、50立方メートルまでが69.5割、100立方メートルまでが2.9割、101立方メートル以上が0.6割となつています。なかでも一番多く使用されているのは、50立方メートル以下で全体の95割を示しています。

また、地区ごとに手数料などもまちまちですが、46年1月から給水工事を申込みときには、申込み手数料100円、設計審査手数料500円、工事検査手数料200円。材料検査手数料は口径によつて10円から100円までの手数料、水道使用証明書手数料50円、督促手数料20円など統一されます。

3水道統合が決まりましたので、昭和46年度から52年度までの水道事業新規拡張計画も総合的に実施されます。

拡張計画は現在の給水人口148,971人から52年度の197,000人、1人1日当りの最大給水量も404リットルから520リットルに増えるものと予想して計画が立てられています。

工事は、新しく井戸を8井、改良1井、配水池には配水塔10基、水中ポンプ、送水ポンプ、配水ポンプ27台を新しく設置します。

また送配水管延長も送水管が10,480メートル配水管が57,035メートルとなります。

これらの工事を行なうには、約15億円の事業費が必要になります。

したがって、このような事業を実施するにも3水道が統合しなければならなかったのです。

新(統一)料金表

種別	用途	料金		超過料金 (1立方メートルにつき)
		基本料金(1カ月につき)	水量	
専用給水装置	家事用	10立方メートル	200円	22円
	業務用	20	500	30
	公衆浴場用	100	1,300	22
共用給水装置	家事用	1世帯につき 10	200	22

